

公益社団法人空気調和・衛生工学会  
著作権規程

平成 25 年 12 月 12 日 理事会制定  
令和 5 年 10 月 19 日 出版委員会承認  
令和 5 年 12 月 15 日 理事会改定

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人空気調和・衛生工学会（以下“当法人”という）が編集する定款第 4 条第 3 号に基づく電子出版媒体を含む著作物の著作権および編集著作権の帰属について定めることを目的とする。

(著作権)

第 2 条 当法人が編集する媒体に掲載された論文等の著作権の帰属は、次のとおりとする。

- (1) 論文・報告文その他で、当該著作物の作成者を特定できる方法でその氏名を明示してある著作物の著作権は、当該著作物の作成者に帰属する。
  - (2) 委員会報告・シンポジウムテキストなどの著作物で、作成者各人の創作した部分に対応する氏名を特定または明示しないものの著作権は、当法人に帰属する。
- 2 当法人が編集する媒体に掲載された個々の著作物の著作権について、法令に別段の定めがある場合は、前二項の規程にかかわらずその定めるところによる。

(編集著作権)

第 3 条 当法人が編集する著作物の編集著作権は、当法人に帰属する。

(著作物利用の許諾)

第 4 条 当法人が著作権および編集著作権を有する著作物の全部または一部の転載、複写および電子媒体化などについて、第三者から許諾を求められた場合は、これを当法人が決定する。

- 2 当法人が著作権を有しないが、編集著作権を有する著作物の全部または一部の転載、複写および電子媒体化などについて、第三者から許諾を求められた場合は、当法人は著作権者に代わりこれを決定する。ただし、著作権者は、予め本規程付属の書式に従い、当法人に異議の申し立てを届けることにより、その許諾の決定権を当法人に委任しないことができる。
- 3 著作物の電子媒体利用については別に定める「著作物の電子媒体利用に関する要領」による。
- 4 当法人が著作物の全部または、一部の転載、複写および電子媒体化などについて許諾を与える対象は、学術、技術、教育等公益を目的とする団体、国または地方公共団体および編集に信頼のおける商業出版などとする。

当該の許諾の基準は、出版委員会で「転載等ガイドライン」として別に定める。

- 5 上記 1～4 は著作権法に定められた複製権の例外規定を超えて適用されるものではない。

(既出版著作物の取扱い)

第 5 条 第 2 条および第 4 条の規定は、当法人が編集した著作物で、すでに公表された著作物についてもこれを適用する。

(責任)

第 6 条 当法人が編集する著作物に掲載された個々の著作物の内容については、当該著作者が責任を負う。

(改廃)

第 7 条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、平成 25 年 12 月 12 日から施行する。